

令和2年5月22日

留守家庭児童育成センター  
利用保護者の皆様

西宮市育成センター課長

### 留守家庭児童育成センターの再開について

緊急事態宣言が解除されたことを受け、留守家庭児童育成センターを下記の通り再開しますのでお知らせします。なお感染拡大防止の観点から通常時とは異なった条件での運営となりますのでご了承くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 再開日

令和2年6月1日（月）

学校の再開にあわせて育成センターを開所します（学校での預かり事業は5月末日をもって終了します）。**消毒や換気等には努めますが、利用児童数によっては児童間の距離が十分に取れないことが予想されます。家庭内での保育が可能な日はご利用をお控えいただくようお願いいたします。**

#### 2. 運営時間

当面の間、午前8時から午後5時までとし、延長保育は実施しません。また、土曜日は臨時休所とします。

#### 【パターン1】小学校が2部制での登校となる場合

対象児童	育成センターの利用時間
午前中に登校する児童	午後から利用可（授業開始までの利用はできません）
午後から登校する児童	午前中のみ利用可（授業終了後の利用はできません）

【パターン2】小学校の全学年が午前中のみ登校となる場合、育成センターは下校時からの開所となります。

### 3. 育成料の減免（令和2年6月分）

6月に11日以上育成センターを利用しなかった場合、6月分の育成料を全額減免します。減免した育成料は9月頃に還付する予定です。

### 4. その他

- ・マスクの着用や手洗いの徹底など育成センター指導員の指示に従ってください。
- ・通常の保育内容や人員配置と異なることがありますのでご了承ください。
- ・育成センターへの集団登所・集団降所は行いません。児童だけでの登所・降所が不安な場合は保護者による送迎をお願いします。

以上

問合せ：西宮市育成センター課

電話：0798-35-3659